

岡山県身体障害者相談員協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、岡山県内の身体障害者相談員の資質の向上、並びに連絡調整をはかり、身体障害者の福祉の推進に寄与することを目的とする。

(名称および事務所)

第2条 本会は岡山県身体障害者相談員協議会と称し、事務所を岡山市北区南方2-13-1におく。

(組織)

第3条 本会は、岡山県内の身体障害者相談員をもって組織する。

2 第1項に定めるもののほか、地域で身体障害者相談員と同等の相談業務に携わり、役員会において認められた者。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 県および各関係団体との連絡並びに調整
2. 研修会の開催
3. 調査研究
4. その他の目的達成に必要な事業

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

役員20名以上23名以内(各市、各郡1名、倉敷市2名)

- 2 役員のうち1名を会長とし、2名以内を副会長、2名を監事とする。
- 3 会長、副会長及び監事は役員会の決議によって役員の中から選定する。

(職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の業務執行および会計を監査し役員会に報告する。

(会議)

第7条 役員(監事以外)は役員会を組織し、本会の業務を決定する。但し、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを役員に報告する。

2 この規約に別途定めるもののほか、役員会の業務は次のとおりとする。

(1)年度事業計画に関する事項

- (2)年度予算および決算に関する事項
- (3)諸規定の制定および改廃に関する事項
- (4)その他会長が附議した事項

3 役員会は会長が招集し、その議長は出席役員の互選とする。

削除

4 役員会は、役員(役員が出席できない場合は代理者)の過半数の出席がなければ成立しない。

5 役員会の議事は、この規約に別途定める場合を除くほか、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 特別な事情のあるときは、会長は文書をもって意見を求め、役員会に代えることができる。
(任期および補充)

第8条 役員の任期は2年とし、改選期の役員会終了の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員には、別途定める旅費実費相当分を支給することができる。

第3章 顧問

(顧問)

第10条 本会に顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は役員会の推せんにより会長が委嘱する。

第4章 会計

(資産)

第11条 本会の資産は、会費・助成金・寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費の額は、役員会においてこれを決める。

(予算)

第12条 本会の予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、役員会の議決を経なければならない。

(決算)

第13条 本会の事業報告および収支決算書は、毎会計年度終了後、会長において作成し監事の監査を経て、役員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

第5章 事務局

第15条 本会の事務を処理するため(公財)岡山県身体障害者福祉連合会に事務局をおく。

2 事務局長は会長が委嘱する。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第16条 この規約を変更しようとするときは、役員会において審議する。

附則

1この規約は、平成11年8月31日から施行する。

1この規約は、平成18年8月24日から施行する。

1この規約は、平成20年8月11日から施行する。

1この規約は、平成25年9月4日から施行する。